

人事よろず 相談室

アドバイザーに聞く

自動車運転の業務に関する2024年問題について

Q

配送の現場で「自動車運転の業務に関する2024年問題」とよく耳にするようになったのですが、何のことでしょうか？また運送業以外の業種には影響があるのでしょうか？

A

2019年4月に労働基準法が改正された際、人材不足や長時間労働が常態化している自動車運転業務には5年間の猶予が与えられましたが、2024年4月にはその猶予が無くなり、残業時間の上限規制が適用され、様々な問題が起こると予想されており、「自動車運転の業務に関する2024年問題」と呼ばれています。



福島 達夫

福島労務サポートオフィス
代表／社会保険労務士／年金アドバイザー

《解説》

既にご存じかと思いますが、2019年4月の労働基準法改正で、時間外・休日労働に関する協定（36協定）の特別条項付きで「年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内、年6回まで」という上限規制が実施されました。その中で、この規制を猶予された業種・業務に「自動車運転の業務」が含まれており、猶予期間が満了する2024年4月からは月80時間、年960時間までが残業時間の上限となります。

【現在の上限規制】

2024年3月までは労働基準法上の上限規制が無く、残業時間に際限がないと思われがちですが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以後、改善基準と言う）」による上限規制がかかっています。この改善基準はその業種、運転する車両の種類ごとに、「トラック運転者」「バス運転者」「タクシー運転者」に対するものが定められていますが、今回は最も影響があると言われている「トラック運転者」で説明させていただきます。

【トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント】

まずは耳慣れない言葉が出てきますので、用語の説明を致します。

「拘束時間」・・・始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間の合計時間を言います。

「休息時間」・・・勤務と次の勤務との間の時間で、睡眠時間を含む労働者にとって全く自由な時間と言います。

次に改善基準を大まかに説明させていただきますと、下記の様になります。

- ①拘束時間は、1ヶ月につき原則として293時間が上限
- ②1日の拘束時間は原則として13時間が上限で、延長する場合であっても16時間が限度
- ③1日の休息時間は、継続8時間以上必要
- ④1日の最大運転時間は、2日平均で9時間以内。なお、1週間に運転させてよい時間は、2週間ごとの平均で44時間以内
- ⑤連続して運転させて良い時間は4時間であり、運転開始から4時間以内、もしくは4時間が経過した直後に30分以上の休憩が必要

【改善基準からわかること】

仮に1日の所定労働時間が8時間、1ヶ月の所定労働日数が21日すると、8時間×21日=168時間（1ヶ月の所定労働時間）、1時間×21日=21時間（1ヶ月の休憩時間）、合計時間が189時間（168時間+21時間）。改善基準で1ヶ月の拘束時間は293時間と定められているので、拘束時間の猶予は293時間-189時間=104時間、この104時間が全て残業時間でも労働基準法上も改善基準上も違反が無い状態でした。

【2024年問題】

2024年4月からは、上記で試算した104時間を80時間以内にしなければなりません。しかしながら運送業は以前から慢性的な人材不足状態、既存従業員の高齢化、外国人労働者も運転免許の壁があり、就業者数の増加はかなり見込薄と言わざるを得ません。

このままでは、納入日数の増加や運賃に影響が出ることが予想されます。今一度、在庫管理や商品の発注方法、製品等の発送方法を見直して頂き、運賃を含めた交渉等の準備を進める事をお勧めいたします。